

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成22(2010)年8月19日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 8月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 8月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) *「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び事件番号等を掲載します。

(1) 逸失利益を現在価額に換算する場合の中間利息控除の方法につき、ホフマン方式によらなければならないとするのは法令解釈の誤りとしつつも、原審における同方式による計算については違法性がないとされた事例(平成22年1月26日最高裁平成21年(受)第1419号 判時2076号47頁)

(2) 公正証書が作成され、同書面には説明書面の交付確認事項があり、その内容を承認した旨の記載があったことを理由として借地借家法38条2項所定の書面の交付があったとした原審の認定に違法があるとされた(平成22年7月16日最高裁平成21年(受)第120号最高裁HP)

(3) リース目的物の工事請負契約に関する「A(ユーザー)がC(リース会社)と契約完了し入金後払」との条項について、リース契約の締結は請負契約の停止条件ではなく、リース契約が締結されないことになった時に請負代金支払い期限が到来するとされた事例(平成22年7月20日最高裁平成21年(受)第309号 最高裁HP)

(4) 投資信託の受益権は不可分債権であり、各相続人が相続分に応じて分割単独債権として取得することはできないし、受益権の処分においても他の共有者の同意を得なければ解約請求または買戻請求をすることができないと判示(平成22年2月17日福岡高裁平成21年(ホ)第720号 金法1903号89頁)

(5) 消費者金融業者Zが民事再生手続開始決定を受け、その結果顧客Xは過払金相当額の返還を受けることができなかったとしてZ社代表取締役Yに対し会社法429条に基づき損害賠償を請求したが、Yの任務懈怠を認めずXの請求を全部棄却した事例(平成22年2月19日広島高裁平成20年(ホ)第434号 金法1902号126頁)

(6) Yから購入した中古車の走行距離が実際の8分の1に巻戻されていることを発見したXが、売買契約の解除、瑕疵担保責任に基づく損害賠償等を求めた事案。走行距離の食い違いは隠れた瑕疵に当たるとしてYの瑕疵担保責任を認めた事例(平成20年6月10日大阪地裁平成19年(ワ)第5823号 判タ1290号176頁)

(7) 勾留中の被疑者Aに対し検察官副検事がAの弁護士Xの弁護方針を批判したのは弁護権の侵害だとしてXが被告国に損害賠償を請求した事案。Aの言動が弁護士と被疑者との信頼関係を破壊し、Xの接見交通権を侵害したとして慰謝料10万円の支払いを命じた(平成20年10月24日横浜地裁平成19年(ワ)第1996号 判タ1290号145頁)

(8) 集中豪雨で橋の取付道路の路体が流失し川に転落した自動車乗員5名が死亡した事故につき同5名の相続人である原告らが道路管理者の被告(北海道)に対し損害賠償を請求した事案。被告には本件被災及び事故の予測可能性はなかったとして請求を棄却(平成20年12月17日札幌地裁平成16年(ワ)第1197号、平成18年(ワ)第1555号、平成18年(ワ)第1592号 判タ1307号140頁)

(9) 滞納賃料を支払わせるために賃貸人が部屋の鍵を交換して賃借人を締め出したのは居住権の侵害に当たるとして賃借人が慰謝料等140万円を請求した事案。締め出しは賃借人の平穩に生活する権利を侵害したとして慰謝料50万円の支払を命じた(平成21年5月22日大阪簡裁平成20年(ハ)第42609号 判タ1307号183頁)

(10) C社が事業再編計画の一環としてA社の株式を任意の合意に基づき買い取ったことに関しC社の株主らが同社取締役が株式の買取価格の決定について善管注意義務違反があるとして損害賠償を求めた事案において、上記注意義務違反がないとされた事例(平成22年7月15日最高裁平成21年(受)第183号 最高裁HP)

(11) X社がその代表取締役だったYに対して、同人がX社の唯一株主であった期間に、Xの財産を不当に逸出させたとして損害賠償責任を追及した事案で、一人株主であっても取締役の会社に対する責任は免れないとしてYの責任を認めた事例(平成20年7月18日東京地裁平成18年(ワ)第1209号 判タ1290号200頁)

(12) 無資力の株式会社Yが、新設分割によりYの無担保残存財産の殆どをYへ承継させた行為が詐害行為に当たるとして、被保全債権の限度で同分割の取消および価格賠償が認められた事例(平成22年5月27日東京地裁平成21年(ワ)第36384号 金法1902号144頁)

(13) 進歩性判断の前提として公知文献に記載された発明を認定する場合、本件特許発明との対比に必要な範囲内で発明を認定すれば足りるのであって、細かな部材まで認定する必要はないと判示(平成22年7月28日知財高裁平成21年(行ケ)第10357号 裁判所HP)

(14) 特許請求の範囲の記載が抽象的、機能的な場合、明細書及び図面の記載を参酌し当該発明の技術的範囲を確定すべきであり、明細書及び図面の記載から当業者が実施できる構成に限り当該発明の技術的範囲に含まれると判示(平成22年7月22日大阪地裁平成21年(行ワ)第6994号 裁判所HP)

(15) 「カーコンビニ倶楽部」の名称で車両の軽板金、塗装のフランチャイズ事業を展開する原告が、フランチャイズ契約終了後も原告の商標と類似した看板を掲げて営業を続けている被告に対し、本件商標権に基づく差止及び抹消を請求し、認容された事例(平成22年7月28日東京地裁平成22年(ワ)第12742号 裁判所HP)

(16) 子の父親が母親らに対し子の引渡し等を求める人身保護請求事件において、人身保護法11条1項に基づく決定によるのではなく、審問手続を経た上で判決により判断を示すべきであるとされた事例(平成22年8月4日最高裁平成22年(ク)第376号 最高裁HP)

(17) 人身保護法による釈放の請求を却下又は棄却した地方裁判所の決定に対する不服申立てについて、人身保護法による釈放の請求を却下又は棄却した高等裁判所の決定は許可抗告の対象とはならないとされた事例(平成22年8月4日最高裁平成22年(許)第7号 最高裁HP)

(18) A女の子として戸籍上記載されている亡Cの子Xが、A女とYとの養子縁組の無効確認を

請求した訴訟における、Aが亡Cの実子ではないので養子縁組の無効確認を請求する法律上の利益がないとのYの主張に対して、Xの法律上の利益を認めた事例(平成20年11月26日東京高裁平成19年(ネ)第3379号 判タ1290号194頁)

(19) 抗告人が米国在住者を被告として民事訴訟を提起し領事送達により送達を試みたが奏功せず公示送達を申し立てたところ却下され、さらにこれに対する異議申立ても却下されたため抗告を申し立てたが、中央当局送達の可能性もあるとして抗告が棄却された事例(平成21年5月29日福岡高裁那覇支部平成21年(ウ)第17号 判タ1307号302頁)

(20) 交通事故の実況見分現場で警察官が事故当事者双方から事故状況等を聴取して作成された手書きメモについて、その開示が公務の公正かつ円滑な運営に支障をきたすこともなく秘密として保護する価値もないなどとして同メモの提出命令が出された事例(平成22年3月8日岡山高裁平成21年(モ)第10227号 判時2078号87頁)

(21) 弁護士資格のない者らがビルの所有者からそのビルの賃借人らと交渉して賃貸借契約を合意解除した上で各室を明け渡させるなどの業務を行うことを受任し、その業務を行った場合について、弁護士法72条違反の罪が成立するとされた事例(平成22年7月20日最高裁平成21年(あ)第1946号 最高裁HP)

(22) 被告人が原略式命令確定後に本邦を出国し、非常上告申立て時において再入国していない場合においても、検事総長は最高裁判所に非常上告をすることができると判示(平成22年7月22日最高裁平成22年(さ)第243号 最高裁HP)

(23) 被告人が原略式命令確定後に死亡している場合においても、検事総長は最高裁判所に非常上告をすることができると判示(平成22年7月22日最高裁平成22年(さ)第249号 最高裁HP)

(24) 第三者を搭乗させる意図を秘して国際航空運送に係る航空会社関係係員から自己に対する搭乗券の交付を受ける行為が詐欺罪に当たるとされた事例(平成22年7月29日最高裁平成20年(あ)第720号 最高裁HP)

(25) 白山ひめ神社の大祭に係る諸事業の奉賛を目的とする団体の発会式に地元市長が公用車を使って出席して祝辞を述べた行為について、奉賛会の事業が観光振興的な意味合いを有し、式典自体は一般的な団体の式典と変わらないなどとして合憲と判断(平成22年7月22日最高裁平成20年(行ツ)第202号 裁判所HP)

(26) 深夜道路上に横臥していた男性を轢死させたため、安全運転義務違反により受けた運転免許取消処分取消訴訟について、深夜に横臥する人の存在を予測し得ない場所である等との理由で上記処分が取消された事例(平成21年3月26日東京地裁平成19年(行ウ)第711号 判タ1307号133頁)

(27) 被控訴人ら(一審原告ら)が三菱グループに属さない「三菱信販株式会社」の商号を有する控訴人(一審被告)に対して同商号の使用禁止と抹消登記手続を求めた事案。一審は不正競争防止法に基づき被控訴人らの請求を認容、これに対する控訴も棄却された(平成22年7月28日知財高裁平成22年(ネ)第10021号 裁判所HP)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最三判平成22年1月26日 判例時報2076号47頁

最高裁判所平成20年(受)1419号 損害賠償請求事件 上告棄却

Xらの子であるAはYの過失による交通事故により死亡した。XはYに対し不法行為等に基づく損害賠償を求め損害賠償額の算定に当たり被害者であるAの将来の逸失利益を現在価額に換算する場合における中間利息控除の方法はホフマン方式を採用すべきと主張した。一審は裁判実務ではライブニッツ方式で統一されていることからライブニッツ方式を採用した。これに対し、原審は、民事執行法等における中間利息の控除に当たっては複利方式であるライブニッツではなく民法が前提とする単利計算を用いたホフマン方式により行われているのであるから法的安定及び統一的处理の見地からすれば損害賠償額の算定に当たりホフマン方式によらなければならないとして一審判決を変更した原判決に対する上告を受理のうえ、中間利息控除については、ホフマン方式によらなければならないとする点を法令の解釈の誤りとしつつも、ホフマン方式による計算については、違法はないとして、上告を棄却した。

(2) 最二判平成22年7月16日 最高裁HP

平成21年(受)第120号 建物明渡等、賃借権確認請求事件(破棄差戻し)

建物賃借人Xが賃借人Yに対して、定期建物賃貸借期間の満了により賃貸借が終了したなどと主張して、建物明渡し及び賃料相当損害金の支払を求める訴えと、YがXに対して賃貸借は定期建物賃貸借に当たらないと主張して、建物賃借権を有することの確認を求める訴えとが併合審理されている事案において、XからYに対して借地借家法38条2項所定の書面の交付があったとした原審の認定に経験則又は採証法則に反する違法があるとされた事例。

(理由)

本件賃貸借について、定期建物賃貸借契約公正証書が作成されたところ、同公正証書には、説明書面の交付確認条項があり、Yにおいて同公正証書の内容を承認した旨の記載もある。しかし、現実に説明書面の交付があったことをうかがわせる証拠は、同公正証書以外、何ら提出されていないし、Xは、本件賃貸借の締結に先立ち説明書面の交付があったことについて、具体的な主張をせず、単に、Yにおいて、本件賃貸借の締結時に、本件賃貸借が定期建物賃貸借であり、契約の更新がなく、期間の満了により終了することにつき説明を受け、また、公正証書作成時にも、公証人から本件公正証書を読み聞かされ、公正証書を閲覧することによって、上記と同様の説明を受けているから、法38条2項所定の説明義務は履行されたといえる旨の主張をするにとどまる。これらの事情に照らすと、Xは、本件賃貸借の締結に先立ち説明書面の交付があったことにつき主張立証をしていないに等しく、それにもかかわらず、単に、本件公正証書に上記条項があり、Yにおいて本件公正証書の内容を承認していることのみから、法38条2項において賃貸借契約の締結に先立ち契約書とは別に交付するものとされている説明書面の交付があったとした原審の認定は、経験則又は採証法則に反するものといわざるを得ない。

(3) 最三判平成22年7月20日 最高裁HP

平成21年(受)第309号 請負代金請求事件(破棄差戻し)

Xの製造した目的物がユーザーAとリース契約を締結したリース会社Cに転売されることを予定して、注文書に「AがCと契約完了し入金後払」等の記載がある請負契約がXY間で締結され、Xが目的物を完成してAに引き渡したものの、AC間のリース契約が締結されず請負代金が支払われなかった場合において、XのYに対する請負代金等の請求を棄却した原判決に違法があるとされた事例。

(理由)

AC間で締結予定のリース契約は、いわゆるファイナンス・リース契約であって、Aに目的物の代金支払につき金融の便宜を付与することを目的とするものであったことは明らかである。そうすると、たとえ上記リース契約が成立せず、Aが金融の便宜を得ることができなくても、Aは、目的物の売主に対する代金支払義務を免れることはないというのが当事者の合理的意思に沿うものというべきである。加えて、Xは、請負代金の支払確保のため、あえて信用のある会社を目的物に係る取引に介在させることを求め、その結果、Yを注文者として請負契約が締結されたことをも考慮すると、XとYとの間においては、AC間でリース契約が締結され、Cが振り出す手形によって請負代金が支払われることが予定されていたとしても、リース契約が締結されないことになった場合には、Yから請負代金が支払われることが当然予定されていたというべきであって、請負契約に基づき工事を完成させ、その引渡しを完了したにもかかわらず、この場合には、請負代金を受領できなくなることをXが了解していたとは、到底解し難い。したがって、請負契約の締結に当たり、YがXに交付した注文書に前記記載があったとしても、請負契約は、AC間でリース契約が締結されることを停止条件とするものとはいえず、リース契約が締結されないことになった時点で、請負契約に基づく請負代金の支払期限が到来すると解するのが相当である。

(4) 福岡高判平成22年2月17日 金法1903号89頁

平成21年(ネ)第720号 預金等請求控訴事件(原判決変更)

X1・X11の11名が、Yに対し、被相続人ZがYに対して有していた投資信託の支払請求権を相続により取得したと主張して、それぞれの相続分に応じた金員の支払いを求めた事案。

本判決は、投資信託の受益権は単に解約請求権または買戻請求権にとどまらず、議決権、分配請求権等を含み、性質上明らかに不可分債権であって単純な金銭債権ではないから、相続人であるX1ら各人が相続開始と同時に当然に相続分に依りて分割単独債権として取得するということとはできないと判断した上、投資信託の解約請求や買戻請求を行うことは受益権の処分、すなわち共有物の変更に当たるとして、約款上も、他の受益者と協議せずに単独で受益証券の返還を請求できる等、単独での解約請求または買戻請求を認める旨の規定が存在しない本件においては、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ解約請求または買戻請求をすることができないことは明らかであると判示した。

(5) 広島高判平成22年2月19日 金法1902号126頁

平成20年(ネ)第434号 損害賠償請求控訴事件(原判決取消・請求棄却)

顧客Xと株式会社Zとの間の継続的な金銭消費貸借契約について、利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分を元本に充当すると過払金が生じていたところ、Zは、民事再生手続開始決定を受け、再生債権の4割を弁済する旨の弁済条件を含む再生計画案について裁判所の許可を経た。

そこで、Xは、このZの返済金の受領行為等が不法行為にあたり、これによって損害を被ったし、また、Yが、Zの代表取締役として貸金業法関係法令を遵守して同社の経営を行わなかったため、Zが過払金を受領し続けて多額の過払金返還債務を負った結果、民事再生手続開始決定を受けるに至り、このためXは過払金相当額の返還を受けることができず、同額の損害を被ったなどと主張して、Yに対し、会社法429条に基づく損害賠償を請求した。

本判決は、まず、XがZに対し明確に18条書面の受領を拒否していた事実を認定した上、当該事実がZにおいてXに対し18条書面を交付しなかったとしてもみなし弁済が適用されるべき特段の事情に当たるとして、Zの返済金の受領行為等について不法行為は成立しないと判断し、次いで、Yにおいて、平成18年以降の消費者金融業界を取り巻く法規制等の状況を予測して、かかる事態を乗り切るために約定金利を引き下げたり、18条書面の取扱いを変更させるべき義務が生じていたとは認められず、また、かかる措置を講ずることでZの経営破たん及び民事再生手続開始申立てを回避し得た蓋然性も認められないので、Zが民事再生手続開始申立てに至ったことについてYに任務懈怠があったとも認められないと判断して、Yの任務懈怠責任を認めてXの請求を一部認容していた第1審判決を取り消し、Xの請求を全部棄却した。

(6) 大阪地判平成20年6月10日 判例タイムズ1290号176頁

平成19年(ワ)第5823号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴(後和解))

Xは、Yから中古車を購入したが、故障を繰り返すことを不審に思い調査した結果、メーターの巻き戻しにより購入時の走行距離が表示されていた距離より8倍以上多かったことが判明したため、Yに対し、本件車両の売買契約を解除した後、不法行為又は瑕疵担保責任に基づく損害賠償として、車両価格及び修理点検費のほか、本件車両の購入に要した費用、弁護士費用の支払いを求めた。本判決は、引渡しの時点における本件車両の状態を前提にすれば、Yが本件車両のメーター表示が実際のもので大きく異なる可能性を疑いこれを調査すべき注意義務まで負うものではないとし、Yの不法行為責任を否定したが、走行距離の長距離化による車両に対する影響を考えると、メーターの巻き戻しによる8倍以上にも及ぶ走行距離の食い違いは隠れた瑕疵に当たるとし、Yの瑕疵担保責任を認め、その損害賠償の範囲について、車両本体価格及び購入に要した費用につき認めたとが、修理点検費及び弁護士費用は含まれないとした。

(7) 横浜地判平成20年10月24日 判例タイムズ1290号145頁

平成19年(ワ)第1996号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)

勾留中の被疑者Aの弁護士として弁護活動をしていた原告Xが、被告国(Y1)に対し、Aの取調べに当たった検察官副検事(Y2)がAに対し「弁護誤だよな。」「弁護士の中でも人権とか言って被疑者に間違った弁護活動をいたずらに長引かせたり、結局被疑者のマイナスになるような弁護活動をやるような弁護士がいて困ったもんだ。」「弁護士に洗脳されているんじゃないの。」などと告げて弁護権を侵害したとして、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を請求した事案において、本判決は、上記の発言があった事実をAが当日又はこ

れに接着した日に作成したノートの記載等から認定し、このような弁護方針批判を取調中の密室で被疑者に告知するのは、弁護士と被疑者との信頼関係を破壊する言動と評価せざるを得ないとして、当該告知行為は実質的にXの固有の権利である接見交通権を侵害するものであるとして、慰謝料10万円の支払いを命ずる限度でXのY1に対する請求を認容した。

(8) 札幌地判平成20年12月17日 判例タイムズ1307号140頁

平成16年(ワ)第1197号 損害賠償請求事件(甲事件)、平成18年(ワ)第1555号 損害賠償請求事件(乙事件)、平成18年(ワ)第1592号 損害賠償請求事件(丙事件)(請求棄却・控訴)

本件は、集中豪雨により北海道管内を流れる川の橋の取付道路の路体が流失し、川に転落した自動車乗員5名の死亡事故につき、同5名の相続人である原告らが川及び取付道路の管理者である被告(北海道)に対し(1)国賠法2条1項又は(2)1条1項に基づき損害賠償請求する等した事案である。本判決は、(1)について、被告は平成13年被災後にそれまで最大規模の洪水と考えられた同被災時の洪水に耐えうる復旧工事を行っているところ、本件被災は同洪水の1.4倍もの規模の洪水に起因するものであり、本件橋等は通常予測し得る災害の発生を防止するに足りる安全性を備えており、被告には本件被災及び本件事故の予測可能性もなかったとし、(2)についても、本件被災の数時間前までの間に数回に渡って実施されたパトロールでは護岸崩壊等の徴候は見られず、平成13年被災後に十分な復旧工事がされていたこと等からすると、被告には同様に予見可能性がなく、被告が本件事故前に通行止め規制を行わなかったことが著しく不合理であるとはいえず、違法性は認められないとし、原告らの請求を棄却した。

(9) 大阪簡判平成21年5月22日 判例タイムズ1307号183頁

平成20年(ハ)第42609号 慰謝料等請求事件(一部認容・控訴)

本件で、Xは、平成20年2月に翌月分の賃料を当月末に支払うとの約定でYからマンションを賃借し、同年6月までの賃料を10日ないし19日遅れで支払っていたところ、同年8月20日までに支払をしなれば鍵を取り替えると催告されたが、同日までに同月分の賃料を支払わなかったため、Yは、同年8月29日に鍵を交換し、支払を受けた同年9月26日までXを閉めだし、また、Xが期限までに同年10月分の賃料も支払わなかったためYは同年10月31日にも鍵を交換し、同様に同年11月4日までXを閉めだした。そこで、Xは、居住権が侵害され損害を被ったとして不法行為に基づき慰謝料等140万円を請求した。本判決は、これらの鍵交換は未払賃料を払わせるためのものであり、その方法は通常許される権利行使の範囲を著しく超え、Xの平穩に生活する権利を侵害し不法行為を構成するとし、閉めだしをされていた期間の賃料相当額、宿泊費、代理人費用のほか、Yがこれまでも賃借人が賃料の支払を滞らせたときには法的手段によらないで日常的に鍵交換を繰り返していたことも摘示し、慰謝料50万円の支払を命じた。

【商事法】

(10) 最一判平成22年7月15日 最高裁HP

平成21年(受)第183号 損害賠償請求事件(破産自判)

C社が事業再編計画の一環としてA社の株式を任意の合意に基づき買い取ったことに関し、C社の株主らが同社取締役株式の買取価格の決定について善管注意義務違反があるとして損害賠償を求めた事案において、上記注意義務違反がないとされた事例。(理由)

本件のような事業再編計画の策定は、完全子会社とすることのメリットの評価を含め、将来予測にわたる経営上の専門的判断にゆだねられていると解される。そして、この場合における株式取得の方法や価格についても、その決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではないと解すべきである。以上の見地からすると、C社がAの株式を任意の合意に基づいて買い取ることは、円滑に株式取得を進める方法として合理性があるし、その買取価格についても、Aの設立から5年が経過しているにすぎないことからすれば、払込金額である5万円を基準とすることは、一般的にみて相応の合理性がないわけではなく、C以外のAの株主にはCが事業の遂行上重要であると考えていた加盟店等が含まれており、買取りを円滑に進めてそれらの加盟店等との友好関係を維持することが今後におけるC及びその傘下のグループ企業各社の事業遂行のために有益であったことや、非上場株式であるAの株式の評価額は相当の幅があり、事業再編の効果によるAの企業価値の増加も期待できたことからすれば、買取価格を1株当たり5万円と決定したことが著しく不合理であるとはいえない。そして、本件決定に至る過程においては、C及びその傘下のグループ企業各社の全般的な経営方針等を協議する機関である経営会議において検討され、弁護士の意見も聴取されるなどの手続が履踐されているのであって、その決定過程にも、何ら不合理な点は見当たらない。

(11) 東京地判平成20年7月18日 判例タイムズ1290号200頁

平成18年(ワ)第1209号 損害賠償等請求事件(一部認容・控訴)

株式会社Xが、その代表取締役であったYに対し、取締役としての忠実義務又は善管注意義務に違反して、Xの業務を行っていない者たちに対し、Xに顧問料を支払わせたり、無償で社宅を提供させたりしたことにより、Xの財産を不当に逸出させたとして、取締役の会社に対する損害賠償責任等を追及するなどした事案において、Yが、Xの唯一の株主であった期間に係るものについては、Yの任務違背によりXに損害を加えたとしてもXに対する責任は生じないのではないかと、仮にYの責任が生じるとしても、それは総株主の同意により当然に免除されるのではないかと争点となった。本判決は、取締役が株式会社の全株式を保有していたとしても、会社と取締役とは法人格を異にする以上、両者間に利害対立関係が存在しないとはいえず、善管注意義務等の問題を生じるから、当該取締役が任務違背により会社に損害を与えた場合には、それにより生じた責任を消滅させる事由のない限り、会社に対する責任を免れないとし、本件では、明示的にも黙示的にも、Yの取締役としての責任を免除する旨の意思表示がされた事実を認めることはできないから、YがXの一人株主であったとしても、取締役の会社に対する責任は免れないとし、旧商法266条5項の適用も否定して、YがXの一人株主であった期間における損害についてもYの責任を認めた。

(12) 東京地判平成22年5月27日 金法1902号144頁

平成21年(ワ)第36384号 リース料等請求事件(請求認容)

Xは、株式会社Y1に対し、損害賠償を請求するとともに、債務超過であったY1が新設分割に

よってその事業に関する権利義務を承継させた株式会社Y2に対し、上記新設分割が詐害行為に当たるとして、詐害行為取消権に基づき、上記新設分割の取消しおよび上記損害賠償相当額の価格賠償を求めた。

本判決は、株式会社の新設分割も詐害行為取消権の対象となり得ることを肯定した上、上記新設分割について、無資力のY1がその保有する無担保残存財産のほとんどをY2に承継させるものであり、Y1がその対価として交付を受けたY2の設立時発行の全株式はY1の債権者にとって保全、財産評価および換価等に著しい困難を伴うものであることから、Y1の一般財産の共同担保としての価値が実質的に毀損されたと判断して詐害性を認めた。

また、取消しの範囲および原状回復の方法については、詐害行為となる上記新設分割の目的物である資産(金銭債権および固定資産)が可分であることは明らかであるから、取り消し得る範囲は債権者であるXの被保全債権の額が限度となるが、Xにとって承継された上記資産を特定して返還させることは著しく困難であると認められるから、Xは、Y2に対し、詐害行為取消権に基づき、上記新設分割を被保全債権の額の限度で取り消した上、その価額賠償を請求することができるかと判示された。

【知的財産】

(13) 知財高判平成22年7月28日 裁判所HP

平成21年(行ケ)第10357号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

原告らは、引用発明の下部ケース部は、ロックレバーのほかに、側板部、支軸、係止軸及びコイルスプリングという5部材から成る複雑な構造を有しているのに、これを捨象して、ロックレバーのみを上位概念化し、一致点として認定したことは誤りである旨主張する。

しかし、進歩性判断の前提として公知文献に記載された発明を認定する場合、本件特許発明との対比に必要な範囲内で発明を認定すれば足りるのであって、細かな部材まで認定する必要はないというべきである。これを本件についてみるに、原告らの主張する側板部等の構造は、ロックレバーが回動附勢される仕組みの詳細に関するものであるか、又はロックレバーとローラケース本体とが別体であることの詳細に関するものであって、本件特許発明との対比に必要なとはいえない。

(14) 大阪地判平成22年7月22日 裁判所HP

平成21年(行ワ)第6994号 補償金請求事件 特許権 民事訴訟

特許請求の範囲の記載における「地震時に前後または左右のゆれでその後部において回動の動きが妨げられ扉等の開く動きを許容しない状態になり、」の構成要件は、抽象的な文言によって係止体の機能を表現するにとどまっているのであって、地震時の前後または左右のゆれによって、いかなる仕組みで係止体の回動の動きが妨げられることになるのか、また係止体の回動の動きが妨げられることによって、いかなる仕組みで扉等の開く動きが許容されないことになるのかという、本件特許発明という地震時ロック装置に欠かせない具体的構造そのものは明らかにされているとはいえない。

ところで、特許権に基づく独占権は、新規で進歩性のある特許発明を公衆に対して開示することの代償として与えられるものであるから、このように特許請求の範囲の記載が機能的、抽象的な表現にとどまっている場合に、当該機能ないし作用効果を果たし得る構成すべてを、その技術的範囲に含まれると解することは、明細書に開示されていない技術思想に属する構成までを特許発明の技術的範囲に含ましめて特許権に基づく独占権を与えることになりかねないが、そのような解釈は、発明の開示の代償として独占権を付与したという特許制度の趣旨に反することになり許されないというべきである。

したがって、特許請求の範囲が上記のように抽象的、機能的な表現で記載されている場合においては、その記載のみによって発明の技術的範囲を明らかにすることはできず、上記記載に加えて明細書及び図面の記載を参酌し、そこに開示された具体的な構成に示されている技術思想に基づいて当該発明の技術的範囲を確定すべきであり、具体的には、明細書及び図面の記載から当事者が実施できる構成に限り当該発明の技術的範囲に含まれると解するのが相当である。

(15) 東京地判平成22年7月28日 裁判所HP

平成22年(ワ)第12742号 商標権侵害差止等請求事件

「カーコンビニ倶楽部」の名称で車両の軽板金、塗装のフランチャイズ事業を展開する原告が、フランチャイズ契約である「カーコンビニ倶楽部加入契約」を締結し、カーコンビニ倶楽部店舗を開業した被告会社が、同契約に基づき、その広告として本件標章が付された看板を展示し、本件加入契約が終了した後も看板の展示を継続していることに対し、本件加入契約及び本件商標権に基づき、本件標章を看板に付して展示することの差止め及び看板から本件標章を抹消することを求めた事案。

本件商標は、白地に「カーコンビニ倶楽部」の文字(ただし、長音符号「ー」がスパナを模して図案化されているほか、「ビ」の濁音符が眼球を模して図案化されている。)を赤色で横書きしてなるものであるのに対し、本件標章は、赤色地又はオレンジ色地に「カーコンビニ倶楽部」の文字(長音符号「ー」がスパナを模して図案化されている点、「ビ」の濁音符が眼球を模して図案化されている点は、本件商標全く同一である。)を白抜きで横書きしてなるものであり、本件商標と本件標章とは、文字及び背景の色彩を異にしている点において相違しているにすぎないから、これを全体的に観察した場合、類似していることは明らかである、として、原告の被告会社に対する本件商標権に基づく差止請求及び抹消請求を容認した。

【民事手続】

(16) 最二決平成22年8月4日 最高裁HP

平成22年(ク)第376号 人身保護請求棄却決定に対する特別抗告事件(棄却)

子の父親が母親に対し子の引渡し等を求める人身保護請求事件において、人身保護法11条1項に基づく決定によるのではなく、審問手続を経た上で判決により判断を示すべきであるとされた事例。

(理由)

当事者の主張内容等に照らしても、被拘束者を請求者の監護の下に置くことが拘束者の監護の下に置くことに比べて子の幸福の観点から著しく不当なものであることが一見して明らかであるとすることはできない(最高裁平成6年(オ)第1437号同年11月8日第三小法廷判決・民集48巻7号1337頁参照)。そうであれば、原審は、本件請求につき、決定によりこれ

を棄却するのではなく、審問手続を経た上で、判決により、その判断を示すべきであったといわざるを得ない。しかし、原決定にこのような問題がある場合であっても、上級審においてこれを是正するのではなく、改めて請求がされたときにこれを審理する裁判所において審問手続を経た判断が行われることが、法の予定するところである。

(17) 最二決平成22年8月4日 最高裁HP

平成22年(許)第7号 人身保護請求棄却決定に対する許可抗告事件(却下)

人身保護法による釈放の請求を却下又は棄却した高等裁判所の決定は、許可抗告の対象とはならない。

(理由)

人身保護法による釈放の請求を却下又は棄却した地方裁判所の決定については、これに対する不服申立てについて人身保護法及び人身保護規則に特段の規定が置かれておらず、人身保護法による釈放の請求を却下又は棄却した高等裁判所の決定は、許可抗告の対象とはならないというべきである(民訴法337条1項ただし書)。

(18) 東京高判平成20年11月26日 判例タイムズ1290号194頁

平成19年(ホ)第3379号 養子縁組無効確認請求控訴事件(控訴棄却・上告, 上告受理申立)

A女の子として戸籍上記載されている亡Cの子Xが、A女を養親としYを養子とする養子縁組の無効確認を請求した訴訟において、Yが、亡Cは戸籍上Aの嫡出子として記載されているがAの実子ではなく、亡Cの子であるXにはA女とYの養子縁組の無効確認を請求する法律上の利益がないと主張した。本判決は、この点について、人事訴訟において、乙が甲の子であることが訴訟(第1訴訟)における原告の法律上の利益を基礎づける事実となっている場合、被告が、甲と乙との間の親子関係の不存在を主張するときは、その親子関係の存否は、第1訴訟における法律上の利益の存否に関わるものであるから、裁判所は職権でこれを調査して判断しなければならない、その判断においては、真実の実親子関係と戸籍の記載が異なる場合には、実親子関係が存在しないとして原告の法律上の利益を否定するのが原則であるというべきであるが、例外的に、被告として第1訴訟における原告の法律上の利益を争っている者が甲と乙との間における親子関係の不存在確認を請求する訴訟(第2訴訟)を起こしても、これが権利の濫用に当たり許されないと判断されるような事情が存在する場合には、第1訴訟における原告の法律上の利益を肯定すべきであると判断し、本件については訴えにつき法律上の利益を認めた。

(19) 福岡高決那覇支部平成21年5月29日 判例タイムズ1307号302頁

平成21年(ワ)第17号 公示送達却下処分に対する異議申立て却下決定に対する抗告事件(抗告棄却・特別抗告)

本件は、抗告人が、アメリカ合衆国在住者を被告として民事訴訟を提起し、いわゆる領事送達の方法により送達を試みたが奏功しなかったため、公示送達を申し立てたところ却下され、さらにこれに対する異議申立ても却下されたため、抗告を申し立てた事案である。本決定は、本事件においては被告に対しいわば簡易な送達手段である領事送達しか試みられておらず、なお中央当局送達が可能と見込まれるから、公示送達の要件である「第108条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認められるべき場合」(民訴法110条1項3号)には該当しないとして抗告を棄却した。

(20) 岡山地決平成22年3月8日 判例時報2078号87頁

平成21年(モ)第10227号 文書提出命令申立事件 認容(確定)

警察官が交通事故の実況見分現場で事故当事者双方から事故状況を聴取し、衝突地点、各停止地点等について指示説明を受けて距離を計測したうえで作成した手書きのメモの提出命令が申し立てられた事案で、最高裁第二小法廷昭和52年12月19日決定及び最高裁第三小法廷平成17年10月14日決定等を引用したうえで、同メモには警察官の主観的な意見、判断が記載されているわけではなく、当事者双方が送付を求めるなど開示によって公務の公正かつ円滑な運営に支障をきたすこともなく、捜査も終了し、警察官の証人尋問で大半が明らかになっているなど実質的に秘密として保護する価値なく、民事訴訟法第220条4号口の文書に該当しないと、同メモの提出命令が出された事例。

【刑事法】

(21) 最一決平成22年7月20日 最高裁HP

平成21年(あ)第1946号 弁護士法違反被告事件(棄却)

弁護士資格のない者が、ビルの所有者から、そのビルの賃借人らと交渉して賃貸借契約を合意解除した上で各室を明け渡させるなどの業務を行うことを受任し、その業務を行った場合について、弁護士法72条違反の罪が成立するとされた事例(事案)

被告人らは、弁護士資格等を有さず、法定の除外事由もないのに、報酬を得る目的で、業として、所有のビル(本件ビル)を解体するため全賃借人の立ち退きの実現を図る必要があったA社から、本件ビルの賃借人らとの間で、交渉を行って合意解除契約を締結した上で各室を明け渡させるなどの業務を行うことの委託を受けて、これを受任した。被告人ら、A社から、被告人らの報酬と賃借人らへの立ち退き料等の割合の明示なく多額の金員を一括して受領し、本件ビルの賃借人らに対し不安や不快感を与えるような振る舞いもしながら、賃借人らとの間で、賃貸借契約を合意解除して賃借人が立ち退き料の支払義務を負い、賃借人が一定期日までに部屋を明け渡す義務を負うこと等を内容とする契約の締結に応じるよう交渉して、合意解除契約を締結するなどし、これらの行為について弁護士法72条違反に問われた事案。

(理由)

被告人らは、多数の賃借人が存在する本件ビルを解体するため全賃借人の立ち退きの実現を図るという業務を、報酬と立ち退き料等の経費を割合を明示することなく一括して受領し受託したところ、このような業務は、賃貸借契約期間中で立ち退く意向を有していなかった賃借人らに対し、専ら賃借人側の都合で、同契約の合意解除と明渡しの実現を図るべく交渉するものであって、立ち退き合意の成否、立ち退きの時期、立ち退き料の額をめぐって交渉において解決しなければならぬ法的紛議が生ずることがほぼ不可避である案件に係るものであったことは明らかであり、弁護士法72条にいう「その他一般の法律事件」に関するものであったというべきである。

そして、被告人らは、報酬を得る目的で、業として、上記のような事件に関し、賃借人らとの間に生ずる法的紛議を解決するための法律事務の委託を受けて、前記のように賃借人らに不安や不快感を与えるような振る舞いもしながら取り扱ったのであり、被告人らの行為につき弁護士法72条違反の罪の成立を認めた原判断は相当である。

(22) 最一判平成22年7月22日 最高裁HP
平成22年(さ)第243号 道路交通法違反被告事件に係る略式命令に対する非常上告事件
(破棄自判)

被告人が、原略式命令確定後に本邦を出国し、非常上告申立て時において再入国していない場合においても、検事総長は最高裁判所に非常上告をすることができる。

(事案)

被告人が、普通乗用自動車運転し、A付近道路(本件違反場所)において速度超過したとして、甲府簡易裁判所が、道路交通法22条1項、4条1項、118条1項1号、同法施行令1条の2、刑法18条、刑訴法348条を適用して、被告人を罰金6万円に処する旨の略式命令を発付し、同命令が確定したことについての非常上告の事案。

(理由)

本件違反場所は、自動車専用道路の指定を受けていた区間内にあるから、被告人の速度超過は、道路交通法125条1項により反則行為となり、被告人に対しては、同法130条により、同法127条の通告をし、同法128条の納付期間が経過した後でなければ公訴を提起することができない。これについて、担当検察官が上記の反則行為に関する処理手続を経由しないまま公訴を提起したのであるから、甲府簡易裁判所としては、刑訴法463条1項、338条4号により公訴棄却の判決をすべきであったにもかかわらず、公訴事実どおり前記事実につき有罪を認定して略式命令を発付したものであって、原略式命令は、法令に違反し、かつ、被告人のため不利益であることが明らかである。

なお、被告人は、原略式命令確定後に本邦を出国し非常上告申立て時において再入国していないが、非常上告制度の目的等に照らすと、このような場合においても、検事総長は最高裁判所に非常上告をすることができる。原略式命令を破棄、本件公訴を棄却。

(23) 最一判平成22年7月22日 最高裁HP
平成22年(さ)第249号 道路交通法違反被告事件に係る略式命令に対する非常上告事件
(破棄自判)

被告人が、原略式命令確定後に死亡している場合においても、検事総長は最高裁判所に非常上告をすることができる。

(事案)

被告人が普通貨物自動車運転し、A付近道路(本件違反場所)において、速度超過をしたとして、甲府簡易裁判所が、道路交通法22条1項、4条1項、118条1項1号、同法施行令1条の2、刑法18条、刑訴法348条を適用して、被告人を罰金6万円に処する旨の略式命令を発付し、同命令が確定したことについての非常上告の事案。

(理由)

本件違反場所は、自動車専用道路の指定を受けていた区間内にあるから、被告人の速度超過は、道路交通法125条1項により反則行為となり、被告人に対しては、同法130条により、同法127条の通告をし、同法128条の納付期間が経過した後でなければ公訴を提起することができない。これについて、担当検察官が上記の反則行為に関する処理手続を経由しないまま公訴を提起したのであるから、甲府簡易裁判所としては、刑訴法463条1項、338条4号により公訴棄却の判決をすべきであったにもかかわらず、公訴事実どおり前記事実につき有罪を認定して略式命令を発付したものであって、原略式命令は、法令に違反し、かつ、被告人のため不利益であることが明らかである。

なお、被告人は、原略式命令確定後に死亡しているが、非常上告制度の目的等に照らすと、このような場合においても、検事総長は最高裁判所に非常上告をすることができる。原略式命令を破棄、本件公訴を棄却。

(24) 最一決平成22年7月29日 最高裁HP
平成20年(あ)第720号 詐欺被告事件(棄却)

第三者を搭乗させる意図を秘して、国際航空運送に係る航空会社関係係員から自己に対する搭乗券の交付を受ける行為が詐欺罪に当たるとされた事例

(事案)

被告人は、Bらと共謀の上、不法入国を企図している中国人のため、航空会社係員を欺いて、関西国際空港発バンクーバー行きの搭乗券を交付させようと企て、同空港内の係員(本件係員)に対し、真実を秘して、あたかもBが搭乗するかのよう装い、Bの航空券及び日本国旅券を呈示して、上記搭乗券の交付を請求し、本件係員を誤信させて、本件係員からBに対する同便の搭乗券の交付を受けたことについて、詐欺罪の成否が問題となった事案。

(理由)

航空券及び搭乗券には乗客の氏名が記載されており、本件係員らは、搭乗券の交付を請求する者に対して旅券と航空券の呈示を求め、厳重に本人確認をした上で、搭乗券を交付することとされていた。厳重な本人確認をするのは、航空機の運航の安全や、本件航空会社がカナダ政府から不法入国を防止するために搭乗券の発券を適切に行うことを義務付けられていたこと等から、当該乗客以外の者を航空機に搭乗させないことが本件航空会社にとって重要であったためであり、本件係員らは、上記確認ができない場合には搭乗券を交付することはなかった。また、本件係員らは、搭乗券の交付を請求する者がこれを更に他の者に渡して当該乗客以外の者を搭乗させる意図を有していることが分かっていたれば、その交付に応じることはなかった。

以上のような事実関係からすれば、搭乗券の交付を請求する者自身が航空機に搭乗するかどうかは、本件係員らにおいてその交付の判断の基礎となる重要な事項であるというべきであるから、自己に対する搭乗券を他の者に渡してその者を搭乗させる意図であるのにこれを秘して本件係員らに対してその搭乗券の交付を請求する行為は、詐欺罪にいう人を欺く行為にはかならず、これによりその交付を受けた行為が刑法246条1項の詐欺罪を構成することは明らかである。

【公法】

(25) 最一判平成22年7月22日 裁判所HP

平成20年(行ツ)第202号 白山ひめ神社御鎮座二千百年式年大祭奉賛会損害賠償請求事件(破棄自判,被上告人の上告棄却(請求棄却の第1審判決確定))

1. 白山ひめ神社の鎮座2100年を記念する大祭に係る諸事業の奉賛を目的とする団体の発会式に,地元の市長が,職員の運転する公用車を利用して出席して祝辞を述べた行為が,憲法20条3項に違反しないとされた事例。

2. 原審(名古屋高裁金沢支部)は,大祭を奉賛する奉賛会の事業に祝辞を述べることは宗教活動に賛意を表明するものであり,ひいては大祭を奉賛する意思を表明したものと見て,違憲とした。

これに対し最高裁は,奉賛会の事業が観光振興的な意味合いを相応に有すること,式典自体は一般的な団体の式典と変わらないこと,施設も一般施設を利用していること等を総合考慮して,合憲と判断した。

(26)東京地判平成21年3月26日 判例タイムズ1307号133頁

平成19年(行ウ)第711号 運転免許取消処分取消請求事件(認容・控訴)

本件は,タクシー運転手である原告が深夜丁字路を左折進行したところ,道路上に横臥していた男性を轢死させる事故を起こし,道路交通法70条所定の安全運転義務違反があると見て違反点数等を付され運転免許取消処分を受けたことから,同義務違反はない等として同処分の取消しを求めた事案である。本判決は,実況見分調査やタクシーに設置されたドライブレコーダーの画像からは原告が左折した際に本件事故現場に横臥していた男性の姿を視認することができたとは認められないこと,本件事故現場は午前2時30分頃という深夜におよそ横臥する人が存在することを予測し得ない場所であることに加え,本件事故現場の暗さ,視認可能な時間の短さ,他に左折時に注意すべき建物の塀の存在等の諸事情に照らせば,原告に安全運転義務違反があったということとはできないとし,上記処分を取り消した。

(27)知財高判平成22年7月28日 裁判所HP

平成22年(ネ)第10021号 商号使用禁止等請求控訴事件(原審・東京地裁平成21年(ワ)第9129号)

いわゆる三菱グループに属する被控訴人ら(一審原告ら)が,同グループに属せずかつ下記のとおり「三菱信販株式会社」の商号による商業登記を有する控訴人(一審被告)に対し,不正競争防止法2条1項1号(周知表示との混同)・2号(著名表示の使用)を理由とする各差止請求として,被告商号の使用禁止と上記商業登記の商号登記部分の抹消登記手続を求めた事案で,原審の東京地裁は,被控訴人らの著名な商品等表示である「三菱」と類似する被告商号の使用により被控訴人らの営業上の利益が侵害されるおそれがあり(不正競争防止法2条1項2号),かつ,被告商号の使用に対する黙示の許諾及び権利失効の各抗弁はいずれも認められない等として,被控訴人らの請求を認容したので,これに不服の控訴人が本件控訴を提起した事案。

被告商号の使用に対する黙示の許諾の有無及び権利失効の抗弁について控訴人は,昭和63年の新設工事契約の際に,あるいは当該契約に関して三菱重工業の本社等に招待された際に,被告商号の記載された会社案内や名刺を三菱重工業の関係者に渡して控訴人に関する説明を行ったことを根拠に,三菱重工業及び被控訴人らが,遅くとも昭和63年には控訴人の存在及び被告商号の使用を認識していた旨主張したが,昭和63年の時点でそのような会社案内等が存在し,これを三菱重工業の関係者に交付した事実があったとしても,そのような事実のみによって,契約当事者ではない控訴人に関する説明をしたという事実を推認することもできない,として本件控訴は棄却された。

【紹介済み判例】

神戸地判平成19年11月13日 判例タイムズ1290号190頁

平成19年(シ)第31号 不当利得返還請求控訴事件(取消,自判・確定)

→法務速報84号5番で紹介済み

知財高判平成20年5月30日 判例タイムズ1290号224頁

平成18年(行ケ)第10563号 審決取消請求事件(請求棄却・上告,上告受理申立)

→法務速報86号17番で紹介済み

大阪地判平成20年7月29日 判例タイムズ1290号163頁

平成18年(ワ)第8656号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴(後和解))

→法務速報103号33番で紹介済み

東京高決平成20年11月7日 判例タイムズ1290号304頁

平成20年(ラ)第1623号 債権差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件(抗告棄却・確定)

→法務速報97号17番で紹介済み

最一決平成21年1月15日 判例タイムズ1290号126頁

平成20年(行フ)第5号 検証物提示命令申立て一部提示決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

→法務速報97号14番で紹介済み

最一判平成21年1月22日 判例タイムズ1290号132頁

平成19年(受)第1919号 預金取引記録開示請求事件(上告棄却)

→法務速報96号11番で紹介済み

最一決平成21年2月24日 判例タイムズ1290号135頁

平成20年(あ)第2102号 傷害被告事件(上告棄却)

→法務速報95号27番で紹介済み

東京高決平成21年3月30日 判例タイムズ1307号304頁

平成21年(ラ)第401号 債権差押命令申立却下決定に対する執行抗告事件(抗告棄却・特別抗告(後特別抗告却下))

→法務速報104号7番で紹介済み

最三判平成21年7月7日 判例タイムズ1307号110頁
平成19年(行ヒ)第170号 公金不当利得返還等請求事件(破棄差戻)
→法務速報99号28番で紹介済み

最一判平成21年7月9日 判例タイムズ1307号117頁
平成20年(受)第1602号 損害賠償請求事件(破棄自判)
→法務速報99号11番で紹介済み

最二判平成21年7月10日 判例タイムズ1307号105頁
平成19年(行ヒ)第28号 更正すべき理由がない旨の処分取消請求事件(一部破棄自判,一部上告棄却)
→法務速報99号30番で紹介済み

最二判平成21年7月17日 判例タイムズ1307号113頁
平成19年(受)第315号 自動車代金等請求事件(一部破棄自判,一部棄却)
→法務速報99号2番で紹介済み

最二判平成21年12月4日 判例時報2077号40頁
平成21年(受)第319号 不当利得返還等請求事件(一部上告棄却,一部上告却下)
→法務速報104号2番で紹介済み

最三判平成22年2月23日 判例時報2076号40頁
平成18年(行ヒ)第79号 損害賠償請求事件 破棄差戻
→法務速報107号26番で紹介済み

最三判平成22年3月2日 判例時報2076号44頁
平成20年(受)第1418号 損害賠償請求事件 破棄自判
→法務速報107号1番で紹介済み

最三判平成22年3月2日 判例時報2078号8頁
平成19年(行ヒ)第105号 所得税納税告知処分取消等請求事件 破棄差戻
→法務速報107号28番で紹介済み

最三判平成22年3月16日 判例時報2078号13頁
平成20年(受)第1202号 破産債権査定異議事件 破棄差戻
→法務速報107号18番で紹介済み

最三判平成22年3月16日 判例時報2078号18頁
平成20年(受)第1459号 破産債権査定異議事件 上告棄却
→法務速報107号2番で紹介済み

最三判平成22年3月16日 判例時報2078号155頁
平成21年(受)第1154号 退職慰労金等請求事件 破棄差戻
→法務速報107号12番で紹介済み

最三判平成22年3月16日 金法1902号113頁
平成20年(受)第1202号 破産債権査定異議事件(破棄差戻)
→法務速報107号18番で紹介済み

最三判平成22年3月16日 金法1902号120頁
平成20年(受)第1459号 破産債権査定異議事件(棄却)
→法務速報107号2番で紹介済み

最三判平成22年3月30日 判例時報2077号44頁
平成21年(受)第1232号 学納金返還請求控訴事件(破棄自判)
→法務速報108番3号で紹介済み

最二決平成22年4月12日 判例時報2078号3頁
平成21年(行フ)第3号 文書提出命令に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件 破棄自判
→法務速報108号20番で紹介済み

最三判平成22年4月20日 判例時報2078号22頁
平成21年(才)第1408号 所有権保存登記抹消登記手続等請求事件 一部破棄自判,一部上告棄却
→法務速報109号2番で紹介済み

2. 平成22(2010)年8月19日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・衆法 175 2
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律
・ ・ ・独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の存続期間を2年間延長することを定めた法律

・衆法 175 3

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

・・・・月の途中から議員となった者や議員でなくなった者がその月の歳費の一部を国庫に返納する場合に、公職選挙法の寄附禁止規定を適用しないことを定めた法律

3. 8月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

菅原郁夫/山本和彦/佐藤岩夫編 日本評論社 321頁 5880円
利用者が求める民事訴訟の実践 民事訴訟はどのように評価されているか・・・★

平田厚 明石書店 448頁 5775円
親権と子どもの福祉 児童虐待時代に親の権利はどうあるべきか

水野賢一 民事法研究会 252頁 2730円
相続人不存在の実務と書式

吉岡伸一/渡邊博己/高橋悦夫編著 金融財政事情研究会 439頁 4620円
取引先の相続と金融法務

深津功二 民事法研究会 541頁 4935円
土壤汚染の法務

石川博康 有斐閣 580頁 9450円
「契約の本性」の法理論

4. 8月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

和久井理子 商事法務 464頁 6300円
技術標準をめぐる法システム 企業間協力と競争、独禁法と特許法の交錯

榊田淳二 日本経済新聞出版社 388頁 2520円
国際弁護士 アメリカへの逆上陸の軌跡

椎橋隆幸 信山社 425頁 12600円
学術選書/刑事訴訟法0034 刑事訴訟法の理論的展開

リチャード・H・ファロン・Jr 著/平地秀哉/福嶋敏明/宮下紘/中川律訳 三省堂 376
頁 4200円
アメリカ憲法への招待

伊藤富士江編著 ぎょうせい 357頁 2100円
司法福祉入門 非行・犯罪への対応と被害者支援

影山任佐 金剛出版 327頁 4725円
犯罪精神病理学—実践と展開・・・★

5. 発刊書籍の解説

・利用者が求める民事訴訟の実践 民事訴訟はどのように評価されているか
国民に信頼される法制度たるためには利用者の意見に耳を傾ける必要があるとし、民事訴訟の利用者を対象としたアンケートの結果を分析し、民事訴訟と法曹のあるべき姿を考察している。
第1部から第5部の各部の中でも、細かくテーマを設定し、詳細に分析している。
また、各データは表記の簡潔化のために図表化し、巻末には統計用語集も収録している。

・犯罪精神病理学—実践と展開
司法精神医学への期待・関心が高まっているとし、大量殺人やハラスメント等の現代の社会病理と密接に結びついた基本問題について論じている。
医療観察法への批判的検討や海外犯罪の分析を通し、責任能力論と司法精神医学の重要性を説いている。

☆配信停止をご希望の方へ
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて

法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlf.or.jp/>

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
